

# プロジェクト名：捜査、取調べ、刑事裁判の憲法学的再検討 — 人権としての刑事裁判の適正性

プロジェクト代表者：川又伸彦（経済学部・教授）

## 1. 研究の目的

本研究の基本目的は、犯罪の捜査、取調べ、刑事裁判（以下「刑事手続」）について、憲法学的に再検討することである。刑事手続は、従来、必ずしも憲法学では十分な考察がなされておらず、刑事訴訟法学の成果を追認する傾向があった。しかし、これでは、本来法律を統制するはずの憲法が、逆に法律によって規定されるという逆転現象をもたらすことにもなる。本研究の基本的関心は、憲法の許容する刑事手続のあり方を解明し、これに基づいて現行の刑事手続全般を再検討することである。これまでの研究において、刑事手続の第一段階である取調べにおいては、とくに供述強要の禁止が重要な課題であること、そしてこれに対処するには、取調べの可視化が有効な手立てであることが明らかとなった（川又伸彦「違憲収集証拠と取調べの可視化」笠原俊宏編『日本法の論点1』文真堂（2011年））。また、この研究によって、刑事手続の適正をより実効的なものとするためには、適正さを担保する取調べの可視化などの手立てを憲法上の人権として位置付ける必要があることも明らかとなっている。

そこで、本研究は、刑事裁判の適正性について、より一般的に基本的人権の観点から検討した。具体的には、①刑事裁判の適正という場合、どのようなことが人権として適正の内容として導かれるのか、②それを担保するためにどのような手立てが必要なのか、③その手立てを講じること自体も人権として位置付けられるのか、それとも講じることが立法政策のレベルにとどまるのかを検討することを目的とした。

また、刑事手続の適正性を考えるうえで、裁判員裁判の検討も不可欠である。というのは、重要な刑事事件が裁判員裁判の対象となっているため、裁判員に的確な情報が提供され公正な判断をし得る状況を整えることが、刑事手続の適正性のなかで大きな意味を持つからである。また、2012年は、裁判員裁判施行3年が過ぎ、制度の見直しをする年でもある。そこで、本研究は、刑事裁判の適正という観点から裁判員裁判を検討することも目的に含めた。

## 2. 研究の進め方

基本的には、テーマに関する文献の調査研究である。文献の調査研究にあたっては、日本の議論を他国の観点から比較検討することが有効と考えられるため、ドイツを比較法的研究の対象とし、日独の文献を調査研究した。ドイツを対象とした理由の一つは、ドイツでは、刑事手続の適正性を憲法的観点から理論的に考察しており、判例及び学説で豊富な議論を展開されているということである。もう一つの理由は、日本の裁判員裁判の制度設計にあたって、ドイツの参審員裁判がモデルとされたということである。文献調査にあたって、独文文献については、日本で入手できるものには限界があるために、ドイツでの調査も行った。また、文献について理解を深めるために、ドイツにおいて研究者との意見交換も行った。

## 3. 研究の成果

本研究の成果としてまず挙げられることは、刑事手続の適正の内容として、時間的観点が重要であることが明らかとなったことである。これまでの研究で、取調べにおける供述の強要が適正を損ねるものとして重要な問題であり、それを防ぐために、たとえば拷問の禁止を徹底させることや取調べの可視化が必要であることが明らかとなっていた。これに加えて、取調べに要する時間も供述強要の危険を有するもので

あり、憲法上の問題であることが判明した。日本では、たしかに自白するまで留置する「人質司法」の問題性は指摘されていた。しかし、この問題が人権侵害となることは、必ずしも十分には理解されていたなかった。この原因の一つは、日本国憲法が被告人の迅速な裁判を受ける権利（37条1項）という定め方をしている、起訴前の被疑者段階を射程に入れた規定の仕方になっていなかったことがある。ドイツの文献調査の結果、ドイツでは、起訴前も含めた刑事手続全体について、適正な時間内に終結すべきことが憲法上要請されていると考えられていることがわかった。すなわち、ドイツにおいては、人身の自由と法治国家原理を根拠に、適正手続の一内容として適正な期間内での刑事手続を受ける基本権（＝基本的人権）が解釈によって導かれ、そこから刑事手続における身柄拘束である勾留の期間にも厳格な限界が憲法によって画されている。つまり、迅速な手続を受ける権利は、人権として、被告人のみならず被疑者に対しても認められているのである。また、このような憲法上の要請が、刑事訴追にかかわるすべての国家機関に対して、適切な期間内に刑事手続を終了するよう、手続迅速化のために採りうるあらゆる手段を講じるよう義務付けてもいる。そして、ドイツにおけるこのような憲法解釈論は、日本にも応用が可能と考えられる。というのは、日本国憲法も、人身の自由を保障し、また法治国家原理と同様の発想に立っており、そして、すでに適正な期間内に刑事手続を終結させるべきことを、部分的ではあるが、すでに被告人の権利として承認しているからである。この成果については、「迅速な刑事手続を受ける人権と勾留 ―ドイツ連邦憲法裁判所の判例を中心に―」（法学新報 119 巻 9・10 号 201～222 頁）で公にした。

なお、ドイツでは、適正な期間内に裁判を終結させるべきことは、刑事裁判のみならず民事裁判についても憲法上求められている。これについては、「迅速な民事裁判を受ける権利」（笠原俊宏編『日本法の論点 2』文眞堂）にまとめた。

裁判員裁判の検討の成果については、「裁判員制度見直しの視点と論点 ―より効果的な市民参加と人権保障へ向けての提言―」（政策と調査第 4 号 69～87 頁）で公にした。そこでは、およそ次のように論じている。裁判員制度を見直すにあたっては、視点として、一般にいわれている市民参加による市民の裁判に対する理解の深化とともに、国民による裁判の民主的統制も重要である。そして、この点も含めて裁判員制度を考えた場合、まず、裁判員裁判は、むしろ重大事件をこそ対象とするべきであるということがいえる。というのは、重大事件は死刑も含めた重罰が科せられ得るのであり、重罰は公権力による強度の人権制限であるから、その分、国民の監視の必要性も高まるからである。次に、効果的に裁判員が刑事手続をチェックするためには、裁判員の参加しない公判前手続の情報が的確に伝えられる方策を講じる必要がある。また、裁判員がより効果的に裁判に関与するためには、むしろ現行よりも裁判員の任期を長くすべきである。さらに、裁判員裁判が施行されてから、量刑に変化が生じているが、これは国民の感覚を反映した判例法の変化として肯定的に評価すべきである。ただし、罪刑法定主義及び法的安定性という観点からは、変化した量刑に対応する立法措置が講じられるべきである。

本研究のそのほかの成果は、今後、論文としてまとめる予定である。